

監 第 21 号  
令和2年8月18日

塩竈市長 佐藤 光 樹 殿

塩竈市監査委員 福 田 文 弘  
塩竈市監査委員 香 取 嗣 雄

資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見を別紙のとおり提出します。

## 令和元年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和2年8月7日から同年8月18日まで

### 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

特別会計の名称		資金不足比率	経営健全化基準
1	市立病院事業会計	—	20.0
2	水道事業会計	—	20.0
3	交通事業特別会計	—	20.0
4	魚市場事業特別会計	—	20.0
5	下水道事業特別会計	—	20.0
6	漁業集落排水事業特別会計	—	20.0

## 資金不足比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく資金不足比率の状況は次のとおりである。

### 1 地方公営企業（法適用企業）の資金の状況

地方財政健全化法の算定方法  
法適用企業の資金不足比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{政令で定める資金不足}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

- ・ 資金不足額  
(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)  
- 解消可能資金不足額
- ・ 事業規模  
営業収益の額-受託工事収益の額

(単位：千円、%)

特 別 会 計 の 名 称	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
<b>1 市立病院事業会計</b>				
(1) 資金不足額 (①+②-③)-④	△22,082	△20,823	△1,259	6.0
①流動負債 *1	391,963	401,277	△9,314	△2.3
②建設改良費等以外の地方債の残高*2	0	0	0	-
③流動資産 *3	414,045	422,100	△8,055	△1.9
④解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ⑤-⑥	2,469,145	2,391,307	77,838	3.3
⑤営業収益	2,469,145	2,391,307	77,838	3.3
内訳 医業収益	2,469,145	2,391,307	77,838	3.3
⑥受託工事収益	0	0	0	-
<b>資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100</b>	<b>△0.89</b>	<b>△0.87</b>	<b>△0.02</b>	<b>-</b>

2 水道事業会計				
(1) 資金不足額 (①+②-③)-④	△1,666,993	△1,443,013	△223,980	15.5
①流動負債 *1	227,279	338,911	△111,632	△32.9
②建設改良費等以外の地方債の残高*2	0	0	0	-
③流動資産 *3	1,894,272	1,781,924	112,348	6.3
④解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ⑤-⑥	1,458,976	1,489,789	△30,813	△2.1
⑤営業収益	1,459,229	1,490,533	△31,304	△2.1
内訳 営業収益	1,459,229	1,490,533	△31,304	△2.1
⑥受託工事収益	253	744	△491	△66.0
内訳 給水工事収益	253	744	△491	△66.0
資金不足比率 (%) (1)/(2)×100	△114.25	△96.86	△17.39	-

※ 資金不足額及び資金不足比率はマイナスのため資金不足は生じていない。

\*1 算出式：流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI 建設事業費等

\*2 算出式：建設改良・準建設改良費以外の財源に充てるための地方債の決算における残高－当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高

\*3 算出式：流動資産の額－控除財源－控除額

## 2 地方公営企業（法非適用企業）の資金不足比率

地方財政健全化法の算定方法  
法非適用企業の資金不足比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{政令で定める資金不足}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

・資金不足額

(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

・事業規模

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(単位：千円、%)

特別会計の名称	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
<b>1 交通事業特別会計</b>				
(1) 資金不足額 (①+②-③) - a	0	0	0	-
①歳出額	196,123	170,606	25,517	15.0
②算入地方債現在高	0	0	0	-
③歳入額	196,123	170,606	25,517	15.0
a 解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ④-⑤	74,299	71,025	3,274	4.6
④営業収益に相当する収入額	74,299	71,025	3,274	4.6
内訳 事業収入	74,299	71,025	3,274	4.6
⑤受託工事収益	0	0	0	-
<b>資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100</b>	<b>0.00</b>	<b>0.00</b>	<b>0.00</b>	<b>-</b>
<b>2 魚市場事業特別会計</b>				
(1) 資金不足額 (①+②-③) - a	0	0	0	-
①歳出額	177,531	175,519	2,012	1.1
②算入地方債現在高	0	0	0	-
③歳入額	177,531	175,519	2,012	1.1
a 解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ④-⑤	82,981	87,571	△4,590	△5.2
④営業収益	82,981	87,571	△4,590	△5.2
内訳 使用料等	82,981	87,571	△4,590	△5.2
⑤受託工事収益	0	0	0	-
<b>資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100</b>	<b>0.00</b>	<b>0.00</b>	<b>0.00</b>	<b>-</b>
<b>3 下水道事業特別会計</b>				
(1) 資金不足額 (①+②-③) - a	△50,133	△20,961	△29,172	139.2
①歳出額	5,974,109	5,631,764	342,345	6.1
②算入地方債現在高	0	0	0	-
③歳入額	6,024,242	5,652,725	371,517	6.6
a 解消可能資金不足額	0	0	0	-
(2) 事業の規模 ④-⑤	1,930,347	2,082,123	△151,776	△7.3
④営業収益	1,930,347	2,082,123	△151,776	△7.3
内訳 使用料等	1,930,347	2,082,123	△151,776	△7.3
⑤受託工事収益	0	0	0	-
<b>資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100</b>	<b>△2.59</b>	<b>△1.00</b>	<b>△1.59</b>	<b>-</b>
<b>4 漁業集落排水事業特別会計</b>				
(1) 資金不足額 (①+②-③) - a	△1,057	0	△1,057	皆増
①歳出額	110,483	41,530	68,953	166.0
②算入地方債現在高	632	946	△314	△33.2
③歳入額	112,172	41,530	70,642	170.1
a 解消可能資金不足額	0	946	△946	皆減
(2) 事業の規模 ④-⑤	2,210	2,387	△177	△7.4
④営業収益	2,210	2,387	△177	△7.4
内訳 使用料等	2,210	2,387	△177	△7.4
⑤受託工事収益	0	0	0	-
<b>資金不足比率 (%) (1)/(2) × 100</b>	<b>△47.82</b>	<b>0.00</b>	<b>△47.82</b>	<b>-</b>

※ 歳入額は建設改良費の翌年度繰越財源を控除している。

※ 繰上充用額等は発生していない。

※ 資金不足額及び資金不足比率は0またはマイナスのため資金不足は生じていない。